高齢者虐待と虐待対応のありかた

2016.09.08.　宮城県社会福祉士会　小 湊 純 一。

～高齢者虐待とは～

近年，高齢者の虐待について関心が高まっていますが，問題は十分に理解されているとは言えません。多様な状態を包括する定義は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により明文化されましたが，すべてを包括するものではありません。

高齢者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり，故意に苦痛を与えようとした場合と介護者あるいは虐待者の不十分な知識，燃え尽き，怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがあります。

１　権利侵害の背景

（１）障がい等により自分の権利を自分で守れない。
（２）世話をする側とされる側の上下関係がある。
（３）生活支援の場が密室になる。
（４）認知症・高齢障害者の理解が不足している場合がある。
（５）権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。
（６）自分で情報を集めて選び判断することが難しい。
（７）人には「相性」がある。
（８）後見のシステムがまだ一般化していない。

２　なぜ高齢者虐待？

（１）高齢者の身体障害，認知障害
（２）高齢者が虐待者へ依存（介護，生活援助など）
（３）虐待者が高齢者へ依存（特に経済的援助を受けるなど）
（４）虐待者の精神的障害（薬物乱用や精神疾患の既往など）
（５）家族の社会的孤立

「新たな適応力を必要とする新たな生活様式の変化（ストレスとなる生活上の出来事）」と「暴力の既往」の２つの要因は子供や夫婦間の虐待に関連することわかっていますが，高齢者の虐待との関連は今のところ明らかではありません。しかし，このことは対応するときに考慮する必要があります。

３　高齢者虐待を把握する

（１）家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいだいている
（２）説明がつかない怪我，骨折，火傷がある。
（３）放置，暴力等の虐待を受けている。
（４）身体抑制を受けている。
（５）財産が搾取されている。

４　高齢者虐待とは

（１）身体的虐待
（２）介護放棄（ネグレクト）
（３）心理的虐待
（４）性的虐待
（５）経済的虐待

※　消費者被害

５　通報と緊急性の判断

緊急性があると判断した場合は，直ちに保護を行う必要があります。
生命の危険性，医療の必要性，加害者との分離の必要性，虐待の程度と高齢者の健康状態，介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

『緊急性の判断』

①　本人が保護救済を強く求めている。
②　生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう，栄養失調，衰弱，脱水症状，肺炎等）→ 医師に判断を依頼することが有効
③　生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃，顔面打撃，首締め・揺さぶり，戸外放置，溺れさせる等）
④　確認できないが，上記に該当する可能性が高い。

～～～

らえているか，それを改めるための対応を受け入れる用意があるか，によって左右されることが多い。

③　虐待と放置を確認するには以下を確認する必要があります。

ア　現時点での問題は何か。

イ　虐待，放置，搾取の危険性があるか。

ウ　問題の性質として激しいか，頻回に起こるか。

エ　危険性の緊急度はどうか。

オ　介護者が虐待者となりうるか。

カ　家族のケアは一貫性があって質が高いか。

キ　過去に介護者が暴力をふるったり，虐待や放置，搾取しているか。介護者は本人以外の他者に暴力をふるったことがあるか。

ク　在宅サービス（フォーマルサービス）は信頼できるか。

ケ　在宅サービスの機関のスタッフは，根底にある問題に対応する姿勢をとっているか。

コ　家族は問題を改めようとする用意があるか。

サ　虐待を行なっている者，または利用者に薬物依存はあるか。

シ　状況は緊急を要するか。

④　アセスメントの目標は，以下を把握することです。

ア　虐待，放置，搾取が起きているか。

イ　本人が自己の利益にそって意思を決定し，同時に自分で決定したことのもたらす影響について理解する能力があるか。

ウ　本人の危険性はどのようなレベルか。

エ　福祉，医療，裁判所による法的仲裁，保護等の緊急介入の必要性はあるか。

⑤　アセスメントの最初の段階は，虐待が本当にあるのかを確かめることです。介護者が善意を持っているにもかかわらず，迫害されている錯覚苦しんでいる高齢者もいます。このような高齢者は専門家による精神科的治療を受ける必要があります。

（２）分析の方法

①　利用者との面接

②　利用者に脅迫的と受け止められない方法で面接し，虐待の訴えやアセスメント項目によって虐待を確認します。

③　当初はできないかもしれないが，虐待しているかもしれない者は同席せず，本人と２人だけで話を聞くことが重要です。

④　本人が不当な扱いを受けていると明確に言う（助けを求める。）ことが，介入するかどうかの決め手となります。

⑤　本人が訴えを取り消す場合には，訴えの妥当性を判断します。

⑥　利用者の意思決定能力を見極めます。

ア　記憶障害や機能の問題があっても，自分の安全性に関して適切に意思決定することが可能である。ある一定期間ありのままの状態を観察し，高齢者の意思決定

能力を評価すること。

イ　そのうえで，現在の環境に利用者がいることの危険性について判断します。危険であれば，裁判所が後見人をたてたり，精神科の措置入院を検討しなければならない場合もあります。

⑦　利用者の訴えや，示唆された虐待を調査します。

ア　利用者からの訴えや虐待の可能性が観察されたら，できるだけ早く，医師，被害者の親戚，在宅サービス提供者に紹介し，面接して情報を得ます。

イ　虐待をしていることが疑われる者との面接も，ケアの方向性を探るために有効である場合もあります。介護者に面接は通常高齢者と別々に行なうことになっていると伝え，評価者と２人で面接し，介護者の善意や健康状態，能力について評価します。

ウ　利用者は，評価者が虐待者と２人きりで面接することを嫌がることがあります。

　本人の訴えが間違っていると言われる，仕返しされる，施設に入所させられる，家族の支えをなくす，家族問題が露呈する，といったことを恐れるためです。

エ　経済的な虐待は露骨な場合把握は難しいですが，介護者が利用者に金銭を強要している場合は，同時に身体的心理的虐待も引き起こす可能性があります。

（３）ケアの方向

①　要因を取り除く

ア　虐待や放置，搾取への適切な対応は，個々のケースにより大きく異なります。

イ　ソーシャルワーカーは，家族とともにおこる可能性のある虐待や放置に結びつく要因を取り除いて，状況を静めさせることができる場合があります。

②　介護者から利用者を引き離す

ア　訪問介護や短期入所，通所サービス，虐待をしている可能性のある，あるいは怠惰な介護者から本人を引き離す時間的余裕をつくるために導入する。

（４）ケアを決定するための意思確認

①　すべての利用者に対し，以下を確認します。

ア　緊急の身体的危険にさらされているが，そうであれば，評価者は直ちに高齢者を現在の環境から移す（離す）手段をとります。

イ　利用者は介入を受け入れるか。

ウ　在宅サービスの導入や増加は，虐待の状況を改善できるか。

エ　介護者が現在の介護負担に耐えられるよう，介護者に対するカウンセリングや支援または医学的治療が必要か。

オ　利用者の訴えに根拠がないようならば，精神科的診断や治療が必要か。

（５）再アセスメント

①　定期的な再アセスメントは，虐待の証拠が決定的でない場合も含めてすべての利

用者に必要です。

（６）緊急体制を整える

①　利用者は援助を断ることもあります。断られた場合は，緊急の援助（電話番号，適切な通報・相談先）について情報を書面で知らせ，適切な相談受付と対応の体制をとる必要があります。

～虐待を見つけたらどうする？～

迷わず市町村に通報します。

第七条　養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

発見したら，「個人情報保護法が…」とかって言ってる場合ではありません。

３　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

誰が通報したのか分からないようにして対応してくれます。

第八条　市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

～通報したら市町村はどうしてくれる？～

まず，行って見て判断し，急いで対応してくれます。

第九条　市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

２　市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

安全な部屋を確保してくれます。

第十条　市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

立入調査をしてくれます。

第十一条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

面会を制限してくれます。

第十三条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

～福祉の仕事は自立支援～

１　残存能力活用（能力発揮）支援

本人の自己解決能力に着目して，個々のニーズの客観的な把握・分析を行い，自立を支援及び自立を促進する目的で関わります。

できるところも代行してしまうと，その時は喜ばれるかもしれませんが，能力の発揮を妨げ，依存性を高めてしまう場合があります。

２　自己決定支援

選択可能な，個人を尊重した個別的対応や方法を事前に提案してお知らせし，本人の自らの決定を尊重して対応します。決めるのは支援者でなく本人です。

自己決定と自己責任は違います。

自分で決める能力を評価し，判断が難しければ後見人（家族等）等が変わりに決定する場合もあります。

３　あたりまえの生活支援

本人の心身の機能や生活環境に障害があったとしても，その人の生活を維持・継続していけるよう，相手の生活の継続性を尊重して関わります。

広く，保健・医療・福祉・介護・法律等，生活全般にわたる連携により支援します。

サポネットみやぎ

2015.12.08～

遺産
相続

借金

住宅
ローン

消費者
トラブル

財産
管理

家族
問題 等

福祉の相談を弁護士がサポートします！

高齢者･障害者からの相談…
これは法律問題かなあ～　と思う時
気軽に弁護士に相談できるよう
ネットワークを作りました。

高齢者･障害者相談機関の相談支援担当者

⬇

地域担当社会福祉士に電話･FAXで相談

（担当者･連絡先➡裏面記載）

地域担当社会福祉士と地域担当弁護士が
共同してサポート

サポート内容：①電話相談 ②事務所への来所相談 ③出張相談
④ケース会議等への出席 ⑤個別事件の受任等

宮城県高齢者･障害者権利擁護連携協議会「サポネットみやぎ」
会長　大橋洋介（弁護士）
～事務局～
仙台市青葉区三条町10-19 PROP三条館　宮城県社会福祉士会内
TEL022-233-0296　FAX022-393-6296　Email : mail@macsw.jp

サポネットみやぎ　地域担当者名簿

平成 28 年 7 月 1 日現在

	地　域	職種	氏　名	勤務先	電話番号	備考
1	**青葉区**	弁護士	大　嶽　友　和	片平法律事務所	022-223-6657	
			武　田　明　子	鈴木覚法律事務所	022-216-6770	
		社会福祉士	田　中　啓　子	花京院地域包括支援センター	022-716-5390	
			佐々木　　晃	障害者支援事業所ほっとすぺーす	022-225-6551	
	宮城野区	弁護士	橋　本　治　子	官澤綜合法律事務所	022-214-2424	
			中　田　孝　司	勅使河原協同法律事務所	022-222-4562	
		社会福祉士	芳　賀　恭　司	鶴ケ谷地域包括支援センター	022-388-3801	
			八　谷　美　佳	燕沢地域包括支援センター	022-388-3690	
	若林区	弁護士	小　幡　佳緒里	荒・大橋・小幡法律事務所	022-265-5077	
			金　子　享　平	荒・大橋・小幡法律事務所	022-265-5077	
		社会福祉士	荒　若　直　子	沖野地域包括支援センター	022-294-0380	
			三　条　千　晶	大和蒲町地域包括支援センター	022-782-8510	
	太白区	弁護士	工　藤　清　史	日下俊一法律事務所	022-216-8495	
			髙　橋　芳代子	杉山法律事務所	022-716-9555	
		社会福祉士	市　川　達　也	四郎丸地域包括支援センター	022-242-6351	
			片　寄　篤　志	向日葵ライフサポートセンター	022-741-2880	
	泉　区	弁護士	村　田　知　彦	松坂法律事務所	022-222-8663	
			三　橋　要一郎	弁護士法人　杜協同阿部・佐藤法律事務所	022-262-4265	
		社会福祉士	浅　倉　恵　子	向陽台地域包括支援センター	022-343-1512	
			太　田　勇　樹	なのはなサポートセンター	022-378-3630	
2	**仙　南** (白石市,角田市,蔵王町,七ヶ宿町,大河原町,村田町,柴田町川崎町,丸森町)	弁護士	篠　塚　功　照	内田・篠塚法律事務所	022-215-0571	
			新　妻　範　之	弁護士法人リーガルプロフェッション	022-216-2260	
		社会福祉士	菊　池　智　美	大河原町地域包括支援センター	0224-51-3480	
			田　村　久　子	七ヶ宿町地域包括支援センター	0224-37-2331	
3	**仙台南** (名取市,岩沼市,亘理町,山元町)	弁護士	大　泉　力　也	大泉法律事務所	022-797-3622	
			薄　井　　淳	弁護士法人希望	022-266-8243	
		社会福祉士	條　　泰　彦	亘理町地域包括支援センター	0223-34-1331	
			小　菅　瑠　美	岩沼市南東北地域包括支援センター	0223-23-7543	
4	**仙　塩** (塩釜市,多賀城市,松島町,七ヶ浜町,利府町)	弁護士	宇　都　彰　浩	宇都法律事務所	022-397-7960	
			笠　原　太　良	渡邊大司・佐々木洋一共同法律事務所	022-266-1231	
		社会福祉士	伊　藤　信　子	塩竈市西部地区地域包括支援センター	022-367-0414	
			加　藤　由紀子	七ケ浜町地域包括支援センター	022-357-7447	
5	**仙台北** (大和町,大郷町,富谷町,大衡村)	弁護士	後　藤　雄　大	小野法律事務所	022-225-1211	
			佐々木　悠　輔	ひまわり法律事務所	022-222-3663	
		社会福祉士	佐　々　利　春	富谷町社会福祉協議会	022-358-3981	
			選定中			
6	**大　崎** (大崎市,加美町,色麻町,涌谷町,美里町)	弁護士	大　橋　洋　介	荒・大橋・小幡法律事務所	022-265-5077	
			佐々木　康　晴	弁護士法人　菅原・佐々木法律事務所	0229-25-6110	
		社会福祉士	工　藤　尚　美	涌谷町地域包括支援センター	0229-43-5111	
			桑　折　由理子	大崎市社会福祉協議会	0229-23-4857	
			幸　田　博　之	大崎市田尻地域包括支援センター	0229-39-3601	
7	**栗　原**	弁護士	松　林　昌　紀	千代法律事務所	022-398-9646	
			庄　司　智　弥	築館法律事務所	0228-25-4252	
		社会福祉士	中　嶋　章　浩	栗原市若柳・金成地域包括支援センター	0228-42-3233	
			菅　原　隆　文	法蔵寺	080-1835-4290	
8	**登　米**	弁護士	開　発　健　次	開発法律事務所	0220-23-2660	
			及　川　　毅	弁護士法人　及川毅法律事務所	0220-44-4220	
		社会福祉士	石　井　知香子	登米市中田・石越地域包括支援センター	0220-34-7611	
			日　野　博　子	登米市米山・南方地域包括支援センター	0220-29-5821	
9	**石　巻** (石巻市, 東松島市, 女川町)	弁護士	前　田　拓　馬	いしのまき法律事務所	0225-92-1620	
			齋　藤　　智	齋藤智法律事務所	0225-25-6045	
		社会福祉士	加　来　尊　子	東松島市地域包括支援センター	0225-83-1966	
			戸　田　かおり	石巻市山下地域包括支援センター	0225-96-2010	
10	**気仙沼** (気仙沼市, 南三陸町)	弁護士	東　　忠　宏	弁護士法人　東法律事務所	0226-25-7234	
			畠　山　喜　敬	畠山法律事務所	0226-22-5523	
		社会福祉士	竹　内　裕　一	南三陸町地域包括支援センター	0226-46-5588	
			阿　部　章　子	気仙沼市地域包括支援センター	0226-22-6600	内線 418･419

サポネットみやぎ　権利擁護担当者名簿

	担　当	職種	氏　名	勤務先	電話番号	備考
1	**権利擁護**	弁護士	大　橋　洋　介	荒・大橋・小幡法律事務所	022-265-5077	
2			大　嶽　友　和	片平法律事務所	022-223-6657	
3			橋　本　治　子	官澤綜合法律事務所	022-214-2424	
4			金　子　享　平	荒・大橋・小幡法律事務所	022-265-5077	
5			工　藤　清　史	日下俊一法律事務所	022-216-8495	
6			三　橋　要一郎	弁護士法人　杜協同阿部・佐藤法律事務所	022-262-4265	
7			篠　塚　功　照	内田・篠塚法律事務所	022-215-0571	
8			薄　井　　淳	弁護士法人希望	022-266-8243	
9			笠　原　太　良	渡邊大司・佐々木洋一共同法律事務所	022-266-1231	
10			佐々木　悠　輔	ひまわり法律事務所	022-222-3663	
11			松　林　昌　紀	千代法律事務所	022-398-9646	
1		社会福祉士	鈴　木　守　幸	宮城県サポートセンター支援事務所	022-217-1617	
2			小　湊　純　一	ふくし@ＪＭＩ	090-2276-2128	
3			千　脇　隆　志	せんだんの里	090-3388-7504	
4			折　腹　実己子	パルシア	022-253-3301	
5			西　澤　英　之	泉中央居宅介護支援事業所	090-9520-9781	
6			安　住　美貴子	泉中央地域包括支援センター	022-372-8079	

1	**事務局**	社会福祉士	及　川　由　佳	宮城県社会福祉士会	022-233-0296	
2			小　澤　好　子			